

新型コロナウイルス感染症 宿泊療養・自宅療養の患者に係る請求について

新型コロナウイルス感染症拡大により入院できる病床確保が難しく、宿泊療養・自宅療養を強いられる新型コロナウイルス感染症患者が増加し、地域の医療機関で診療を行うケースが多くなっています。以下に、自宅療養等の陽性患者を診療した場合に請求できる点数について掲載します。

1. 電話または情報通信機器を用いて診療を行った場合に算定できる点数（算定点数の届出は不要）

(1) 初診の場合

- ① 初診料（214点）
- ② 二類感染症患者入院診療加算（250点） …8月16日以降算定可

(2) 再診の場合

- ① 電話再診料（73点）又は外来診療料（一般病床200床以上・74点）
…外来管理加算、地域包括診療加算は算定できない。
- ② 二類感染症患者入院診療加算（250点） …8月16日以降算定可

【留意事項】

- ① 被保険者証の資格確認は、下記のいずれかの方法により行う。
 - ア. 当該患者の被保険者証の写しをFAXで医療機関に送付する。
 - イ. 被保険者証を撮影した写真の電子データを電子メールに添付して医療機関に送付する。
 - ウ. 画像を送受信できる場合は、患者については被保険者証により受給資格を確認し、医師については顔写真付きの身分証明書により本人確認を互いに行う。
 - エ. 上記に示す方法による本人確認が困難な患者については、電話で氏名、生年月日、連絡先（電話番号、住所、勤務先等）に加え、保険者名、保険者番号、記号、番号等の被保険者証の券面記載事項を確認する。
- ② 医療機関から配送等により直接患者へ薬剤を渡す場合は、下記の点に留意する。
 - ア. 薬剤の品質の保持（温度管理を含む）や、確実な授与等がなされる方法（書留郵便等）で患者へ渡す。
 - イ. 薬剤の発送後、当該薬剤が確実に患者に授与されたことを電話等により確認する。
 - ウ. 患者が支払う配送料及び薬剤費等については、配送業者による代金引換の他、銀行振込、クレジットカード決済、その他の電子決済等の支払方法により実施して差し支えない。
- ③ 患者が保険医療機関に対して支払う一部負担金等について、次回受診時に支払いを受ける場合は、診療当日の窓口収入は「未収」扱いとする。銀行振込、クレジットカード決済、その他の電子決済等の支払方法でも差し支えない。

2. 往診または訪問診療を行った場合に算定できる点数（算定点数の届出は不要）

- ① 初診料または再診料＋往診料、あるいは在宅患者訪問診療料
※緊急に往診を求められ速やかに往診を実施した場合、緊急往診加算の算定可。
- ② 院内トリアージ実施料（300点） …初診時、再診時とも、受診の時間帯によらず算定可
- ③ 医科外来等感染症対策実施加算（5点） …9月まで請求可（延長の可能性あり）
- ④ 乳幼児感染予防策加算（6歳未満・100点） …10月以降は50点（変更の可能性あり）
- ⑤ 救急医療管理加算1（950点） …7月30日以降算定可

※在宅酸素療法指導管理を行った場合、在宅酸素療法指導管理料2「その他の場合」（2,400点）、使用した酸素ボンベ加算、酸素濃縮装置加算、液化酸素装置加算、呼吸同調式デマンドバルブ加算又は在宅酸素療法材料加算を算定できる。

3. 外来で診療した場合に算定できる点数（算定点数の届出は不要）

初診料または再診料の他、上記2の②～④の点数が算定できる。

※1～3の場合は上記に加え、新型コロナウイルス感染症やそれに付随する症状等に係る検査、投薬、注射、処置などを行った場合の費用も、公費の対象として請求ができる。

4. 訪問看護を行った場合に算定できる点数

- ① 在宅患者（精神科）訪問看護・指導料または同一建物居住者在宅患者訪問看護・指導料
※緊急に訪問看護を実施した場合、緊急訪問看護加算（265点）を算定できる
- ② 医科外来等感染症対策実施加算（5点） …9月まで請求可（延長の可能性あり）。
※同日に初診料・再診料（電話再診除く）・外来診療料に加算している（医師の診察がある）場合は算定できない。
- ③ 長時間（精神科）訪問看護・指導加算（520点） …8月4日以降算定可
- ④ 在宅移行管理加算（250点） …月1回算定可。精神科訪問看護の場合も算定可。

5. 請求方法

- ① 新型コロナウイルス感染症の宿泊療養・自宅療養の患者に対して診療を行った場合は、新型コロナウイルス感染症に関する医療費の自己負担分については公費で請求し、一部負担金は徴収しない。
- ② レセプトは公費併用となり、愛知県の医療機関は「公費負担者番号」欄に「28230605」を、「受給者番号」欄に「9999996」を記載する。「公費の一部負担金額」欄は「0円」と記載する。

新型コロナウイルス陽性者と濃厚接触の可能性のある者への検査について

- ① 医師が陽性と診断した患者の同居家族等、本人の申し出により以下の要件に該当し濃厚接触の可能性のある場合は、症状の有無に関わらず、保健所の判断がなくても、医師の判断で行政検査として実施することができる。

〔患者の感染可能期間内（発症日の2日前から、診断後に隔離などをされるまでの期間）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者〕

- ・患者と同居あるいは長時間の接触（車内・航空機など）があった者
- ・適切な感染防御無しに患者を診察、看護もしくは介護していた者
- ・患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他、手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策（マスクなど）なしで15分以上接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

※行政検査は自治体と委託契約を締結する必要がある（遡及適用あり）。

- ② 請求は以下のとおり、発熱等の症状のある「新型コロナウイルス感染症（疑い含む）」に対して検査を行った場合と同様に行う。

- (1) 請求点数は以下のとおり。なお、鼻咽頭拭い液で検体採取した場合は、「鼻腔・咽頭拭い液採取（5点）」が算定できるが、公費の対象とはならない。

ア: SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出(600点)＋免疫学的検査判断料(144点)

イ: SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出(1,800点)＋微生物学的検査判断料(150点)

- (2) レセプトは公費併用で請求し、「公費負担者番号①」欄には医療機関の以下の番号を、「受給者番号①」欄には「9999996」を記載する。患者一部負担は公費負担となるため「公費①の一部負担金額」欄は「0円」と記載し、「摘要」欄に「委託した検査会社名、検査が必要と判断した医学的根拠」を記載する。

医療機関所在地	公費負担者番号	医療機関所在地	公費負担者番号
愛知県（下記の市を除く）	28230506	豊橋市	28233500
名古屋市	28231504	岡崎市	28234508
豊田市	28232502	一宮市	28235505